

令和5年度 第4回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月25日 13時30分から14時00分

2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室

3 出席委員 (8人)

会長	10番	水野委員
委員	2番	白田委員
	1番	羽鳥委員
	3番	守谷委員
	4番	松谷委員
	5番	尾山委員
	6番	丹治委員
	8番	安彦委員

4 欠席委員 (2人)

	7番	鳴海委員
	9番	工藤委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の  
成立状況の確認について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

第6 議案第3号 現況証明願について

第7 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係 眞坂主事

農地係 藤田主事補

## 7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は6名です。後ほど2名遅れて来るそうで、連絡ミスでは無いのですが、新委員さん達には気を引き締めていただきたいと思います。

定足数に達しておりますので令和5年度第4回総会を開会致します。

日程に入る前に、私から一言申し上げます。

本日は、まだ牧草も終わっていないところが多くある中、また天気もいい中お集まりいただきありがとうございます。

現況酪農情勢も芳しくない、それでもトウモロコシ関係に関しましてはアメリカが豊作という情報も入りまして、10月から12月期には1トン当たり2,700円下がるようなことも聞いております。なにせ円安があまりにも続きすぎている中で生産資材も1.5倍、おのずと酪農をやっていく上で厳しい中続いていくもの、これを皆さんで頑張っ乗り越えていかなきゃいけないと思っております。

農業委員の仕事というのも、農地絡みで案件もこのような中で宅地化して住宅建てる等少ないかと思いますが、本日も重要な案件がございますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、1番羽鳥元治君、2番白田千恵君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

阿部局長 日程第3、事務報告。令和5年7月20日から令和5年9月24日までの報告となっております。

7月20日、令和5年度第3回猿払村農業委員会総会を役場第5会議室にて開催しております。議題については農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度が必要である旨の要請についてを議題とし、すべて可決されております。

続きまして8月3日、令和5年度ブロック別農業委員会職員研修会が旭

川市で開催され、事務局より眞坂主事が出席しております。

8月9日、令和5年度宗谷地方農業委員会連合会臨時総会が稚内市で開催され、末永次長と水野会長が出席しております。

事務報告については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご審議願いたいと思います。令和5年9月25日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきましては、この後議案第2号で審議いただきます譲渡人〇〇〇〇氏の9筆について、使用貸借の合意解約をしなければ所有権の移転ができないことから合意解除をしたものであります。譲受人については〇〇〇〇8筆、〇〇〇〇氏1筆でございます。農地につきましては附属資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。内容について事務局より報告願います。

阿部局長

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願いたいと思います。令和5年9月25日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきましては、資料のA3の紙を見ていただきたいと思います。まず、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、3筆 20,820 m<sup>2</sup>、所有権移

転で対価 331,505 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、5筆 310,023 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 7,005,170 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、1筆 55,934 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 2,796,700 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇、1筆 22,453 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 112,265 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、7筆 143,205 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 210,845 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、2筆 55,497 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 1,698,360 円。

続きまして貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇氏、21筆 736,411 m<sup>2</sup>、賃貸借年 440,000 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇、9筆 602,601 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 19,516,120 円。

続きまして譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人北海道農業公社、20筆 686,887 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 24,546,840 円。

最後に譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、21筆 752,010.96 m<sup>2</sup>、所有権移転で対価 19,943,000 円。

農地につきましては、それぞれ附属資料をご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

水野会長

先ほど後半に説明のあった公社との件ですが、〇〇〇〇さんに関しては新規就農から年数が経って公社から買上となる案件となっております。

ただいまの件について質疑を賜ります。何かご質問等ございますか。

松谷委員

質問よろしいでしょうか。

例えば、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの案件で、牛舎が建っている土地も地目は牧場という名目になるのですか。

眞坂主事

もともと牧場で登記されている土地の上に建物を建てるケースが多いのですが、法務局での登記地目というものと、税務係でその土地を課税する上での現況地目という2つの地目が混在する形になります。通常、建物が建っている土地については現況地目で宅地、とすることがほとんどなのですが、法務局での登記地目は所有者が地目の変更手続きを取らない限りそのままとなってしまいます。仮に売買する場合等で農地中間管理機構が関係する事案では登記と現況地目をそろえてあげる必要がありますが、相対での個人間売買では一致していなくても売買できてしまいますし、特段売買や貸借等無ければ元々の登録されている地目で問題はありません。

- 松谷委員 農家さんが所有していれば、宅地等も委員会の審議対象となるのですか。
- 眞坂主事 基本的に農業委員会にかける議案としては、現況か登記地目のどちらかでも畑・牧場となっている場合ですので、どちらも宅地になっている土地については農業委員会を介す必要はありません。
- 水野会長 ほかに何か質疑ございますか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。
- 日程第6、議案第3号、現況証明願についてを議題といたします。内容について事務局より報告願います。
- 阿部局長 日程第6、議案第3号、現況証明願について。下記のとおり現況証明願いについて提出がありましたので御審議願います。令和5年9月25日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。
- 土地につきましては2筆で、1つめが浅茅野台地342番の401、公募地目畑、現況宅地、5,866㎡、利用状況は過去5年以前より宅地利用、所有者〇〇〇〇氏。2つめが浅茅野台地342番の527、公募地目畑、現況宅地、4,033㎡、利用状況は過去5年以前より宅地利用、所有者〇〇〇〇氏。
- 農地については附属資料をご覧ください。説明については以上です。
- 水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。
- 先ほど松谷委員が言っていたような件なのですが、これも現況は宅地なのですが公募地目は畑ということです。
- 眞坂主事 現況証明願いについて簡単にご説明しますが、これは現状の使用用途が宅地となっているため、登記簿上の地目を畑から宅地に変更するための手続きをするために委員会にかけ、この後法務局で地目変更の手続きをする、という流れになります。これにより現況・公簿ともに宅地となり農業委員会を介さずに土地の売買を行うことができるようになります。
- 水野会長 今説明のあった通りとなりますが、何かご質問等ございますか。図面を見る限りでは牛舎が建っているので宅地としか見れないかと思えます。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、現況証明願についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、その他。その他として何か事務局からございますか。

眞坂主事 事務局からその他として1点、9月20日付けで令和5年度の地区別農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会ということで、北海道農業会議から案内が来ております。日時ですが、宗谷地区は11月10日に浜頓別の交流館で会議が行われ、時間が午後1時半から4時までとなっております。事務局からも2名出席予定となっております、委員さんについても前回より入れ替わり等あった中となりますので、極力ご参加いただき一緒に農地法等の勉強ができればと思いますので、後に出欠の集約の案内を出させていただきます。

水野会長 やはり本年度委員さんがほとんど新委員になられたこともあるので研修会自体はコロナ前は毎年やっていたところですが農地法も毎年のように変わるものでもありますので、参加いただけたらと思います。

そのほか、何かございますか。

眞坂主事 事務局からもう1点よろしいでしょうか。

今、第4回農業委員会を開催させていただいたところでございますが、第5回の日程が先に決まりましたのでご案内させていただきます。日程が来月の25日、11時から農業委員会を開催するというので案内を作成していたところですが、毎年10月の農業委員会開催時に中山間事業の一環として農地の違反転用等無いか農地パトロールという名目で農協さんに先導してもらい指定の農地を見て回る、ということをしております。

11時から農業委員会を開始し、終わり次第お昼を跨ぐ形で農地のパトロールを行うこととなりますが、軽食等農協さんより配布いただき食べながら見て回ることとなりますので、こちらについても皆様にご協力いただきながら極力全員の参加いただくようお願い申し上げます。

水野会長 ほかにございませんか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第4回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議 長 水 野 正 継

会議録署名委員 羽鳥 元治

会議録署名委員 白田 千恵